

「令和6年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業 業務委託」  
プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和6年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業(以下「本事業」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

本事業は、台湾にむけて SNS 等によるインフルエンサーマーケティングを行うことで、嬉野市の知名度を上げるとともに観光振興を図り、ひいては移住促進や企業誘致にもつなげる布石とすることを主な目的とする。

事業実施にあたっては、市内観光情報や暮らしの情報を盛り込むものとし、「TRIPLUS」や「アソビュー」などの現地体験プランを用意する事業者や観光協会などの民間組織と連携し、市内観光関連事業者の持続的成長を促すことを考慮に入れるものとする。台湾の観光客、特に若年層や家族層を主なターゲットとする。移住希望者のターゲットも考慮する。

### (2) 業務内容

別紙「令和6年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業 業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

### (3) 履行期間

契約の日から～令和7年3月31日

### (4) 委託予定上限額(消費税及び地方消費税含む)

3,000,000円

## 2 参加資格

(1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。

(2) 本市市税について滞納のない者。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者又は、参加事業者の構成員となることはできません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者

(4) 本市から指名停止を受けている期間中の者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号、第6号及び嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第4号の規定に該当する者でないこと。

### 3 実施スケジュール

内容	日程・期限
プロポーザルの公告	令和6年6月24日(月)
参加申込書(様式1)の提出期限	令和6年7月12日(金)17時まで必着
仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限	令和6年7月12日(金)17時まで必着
質問表(様式2)に対する回答	令和6年7月17日(水)までに回答
企画提案書、見積書の提出期限	令和6年7月26日(金)17時まで必着
プロポーザル審査	令和6年7月31日(水)予定
審査結果通知発送及び公表	令和6年8月2日(金)予定
業務委託契約の締結	令和6年8月9日(金)予定

### 4 手続き等

#### (1) 問い合わせ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地  
嬉野市役所 塩田庁舎 広報・広聴課 (TEL)0954-66-9115 (FAX)0954-66-3119  
(メール) [info@city.ureshino.lg.jp](mailto:info@city.ureshino.lg.jp)

#### (2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、嬉野市ホームページに掲載する。  
(<http://www.city.ureshino.lg.jp/>)

#### (3) 参加申込書(様式1)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和6年7月12日(金) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール ([info@city.ureshino.lg.jp](mailto:info@city.ureshino.lg.jp)) で提出

#### (4) 仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和6年7月12日(金) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAX 又は電子メール ([info@city.ureshino.lg.jp](mailto:info@city.ureshino.lg.jp)) で提出

#### (5) 質問表(様式2)に対する回答

令和6年7月17日(水)までに、プロポーザル募集ページ(嬉野市ホームページ)にて回答

#### (6) 企画提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和6年7月26日(金) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

#### (7) プロポーザル審査

- ① 実施予定日 令和6年7月31日(水)予定
- ② 審査結果通知日 令和6年8月2日(金) 予定

## 5 最適提案者の選定方法等

### (1) 評価基準等について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
基本内容・企画	本業務の効果を最大限発揮できるインフルエンサーが選定できているか。	40
	本業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンテンツの構成・企画となっているか。	40
	ターゲット層の興味・関心を惹きつけるような工夫がなされているか。	30
業務の監理・運営体制	計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	20
	責任者・役割分担等が具体的に示され、本業務を確実に履行すると認められるか。	20
会社概要・実績、見積価格の妥当性	会社または担当者が本業務遂行についての知見・実績を有しているか。	10
	本業務にかかる費用は適当な額となっているか。	10
合計		170

### (2) 選定方法

企画提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適提案者を選定する。

#### 【審査（プレゼンテーション）の実施】

- ① 実施日 令和6年7月31日（水）を予定
- ② 提案者出席者数 2名以内
- ③ プレゼンテーションに要する時間  
概ね25分（説明15分、質疑応答10分）程度とする。
- ④ プレゼンテーションの内容  
プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑤ プレゼンテーションに要する機材  
パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

### (3) 最低基準

各審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。また、見積金額が提案上限額を超える場合についても選定の対象外とする。

(4) 応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施するときは、再度公募を実施する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が提案上限額を超過している場合
- ⑥ その他、審査で本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

6 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

7 契約手続等

選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

8 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書等について

- ① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）に基づき公開する場合には、使用することがある。